

山県市観光案内所開設支援業務委託仕様書

1 目的

山県市の北部地域は、名古屋圏から車で1時間程度の場所にも関わらず、豊かな山々に囲まれ、高い透明度を誇る円原川や神崎川などの清流を有するなど、風光明媚な地域である。この地域には、市内最大のキャンプ施設であるグリーンプラザみやまや、飲食店・宿泊施設・テントサウナ施設などが点在し、地域の魅力を高めている。一方、市の南部では、令和2年度に県下最大級の面積を誇る体験農園がオープンし、令和3年度には山県市産を中心とした県内農産物等を販売する農産物直売所がオープンするなど、多くの利用者でにぎわっている。市内には様々な種類の観光関連施設が点在し、施設ごとに情報発信を行っていることから、観光情報を集約する施設がないことや来訪者の市内滞在時間が短いことなどが課題となっている。

そこで、市内の観光資源を有機的につなげ、観光情報を一元発信する拠点として、令和7年度に市北部に山県市アウトドアツーリズムセンター（山県市観光案内所）を整備した。同センターでは、観光客に対する観光案内に加えて、自然資源を活かしたイベント等の企画運営や電子媒体を活用した観光情報発信が期待されている。同センターには観光案内等の経験を有した専門人材が集落支援員として着任予定であるが、施設を円滑に運営していくためには、地域住民や地域事業者との交流の他、地域課題の整理や運営方針策定、各種広報活動など多岐に亘る活動が求められる。そこで、本事業では、当該集落支援員が行う活動に対するアドバイザー業務と同センターのオープニングイベント開催支援業務を委託することにより、円滑な開所を支援することを目的とする。

2 業務名称

山県市観光案内所開設支援業務委託

3 履行場所

山県市及び山県市が指定する場所

4 委託期間

契約の日から令和8年3月11日（水）まで

5 業務内容

事業の目的を達成するために下記の業務を行うこと。ただし、詳細については山県市と協議すること。

① 観光案内所開設に向けたアドバイザー業務

- ・観光案内所の開設日は令和8年3月1日（日）と仮定し、観光案内所の開設に向けて必要な業務を整理すること
- ・観光案内所や交流拠点施設等の立ち上げ・立て直しに関して、他地域で培った知見を整理し、集落支援員に対して適宜アドバイスを行うこと
- ・集落支援員に対して1週間に1回程度打合せを行い、オープニングに向けた課題の整理と解決策の提案を行うこと
- ・集落支援員との打合せ記録は山県市に報告すること

② オープニングイベント実施支援業務

- ・観光案内所の開設を広く周知するためのオープニングイベントを企画提案すること
- ・オープニングイベントの実施予定日は令和8年2月28日（土）と仮定し、地域住民を主たる対象として、観光案内所の機能や役割を広く伝える内容とすること
- ・オープニングイベントの開催や集落支援員の活動内容を広く周知する活動を行うこと
- ・オープニングイベントまでに少なくとも1回は山県市を訪問し、集落支援員とともに現場確認を行うこと
- ・オープニングイベント当日は集落支援員とともにイベントを実施運営すること

③ その他提案業務

上記①、②に関連及び付随する有効な施策や効果的な提案があれば実施すること。

6 組織体制

本業務の効率的な運営のため、事業責任者を置き、総括責任者を筆頭に系統を明確にすること。

7 業務の実効性確保

- (1) 本業務の実施に関して、委託者の指示に誠意をもって適正に対応とともに、業務の円滑な実施に努めること。
- (2) 受託者は、委託者と綿密な打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、本業務を適正に執行すること。
- (3) 受託者は本事業の実施に当たり、適宜受注した事業を明示して行うこと。

8 成果物

成果物として期限内に次のものを提出すること。

- ①オープニングイベント企画書
- ②業務完了届（任意様式）、事業実績報告書
- ③その他委託者が必要とするもの

9 検査

- (1) 受託者は委託業務を完了したときは、速やかに委託者に対して業務完了届を提出しなければならない。
- (2) 委託者は前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に受託者等立会いのもとに委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。

10 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

11 個人情報の取扱い

- (1) 業務上知り得た個人情報や法人情報は、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。

- (2) 受託者は事業実施に当たり収集する個人情報及び法人情報について、その個人及び法人に対し委託者へ情報提供することを事前に説明し同意を得ること。
- (3) 事業実施に当たり収集した個人情報や法人情報は委託者に帰属するものとし、委託者の指示に従い提供を行うこと。
- (4) ここに定めのないことについては、別紙「個人情報取扱特記事項」に定める。

12 その他実施上の留意点

- (1) 本業務の実施に必要な法的手続きに適切に対応すること。
- (2) 受託者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日に属する年度終了後5年間保管しなければならない。
- (3) 本業務において作成した成果物及び策定段階におけるデータ等に関する権利並びに著作物等に関する一切の権利は委託者に帰属する。
- (4) 本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託業者を書面で提示し、委託者の了承を得ること。また受託者は、再委託の先の行為について全責任を負うこと。
- (5) 業務終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。
- (6) 委託者が実施する観光や広報等魅力発信事業と連携を図ること。
- (7) 本仕様書に定めがない事項及び業務実施中に生じた疑義は、委託者と受託者双方による協議のうえ決定する。